

憲法を生かす

朝日訴訟のたたかい

人間らしい暮らしを送れない生活保護費は違憲だとして岡山県の重症結核患者、朝日茂さんが1957年8月12日、国などを相手取り東京地裁に提訴してから60年がたちました。「人間裁判」とも呼ばれた朝日訴訟のたたかいは、日本国憲法を暮らしに生かす原動力を築き上げました。(岩井亜紀)

「日本国憲法は国民の生活と権利を守る誓い(とりで)である」。朝日さんは自身の手記のまえがきに、こううたったいました。

朝日訴訟は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」「生存権」とは何かを問うたものです。

人間としての生活

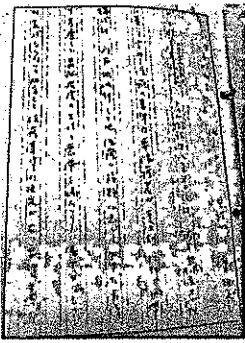
東京地裁(浅沼武裁判長)は60年10月19日、朝日さんの訴えを全面的に認める判決を出し、「健康で文化的な生活水準」とは、国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずはなく、「人間としての生活」といえるものだとしました。

朝日訴訟の会事務局長の川谷宗夫さんは「判決は、病気やけ

が働けない人、障害がある人などどんな人でも、それぞれの生活自体に、「健康で文化的な生活」と言える要素がなければならぬと言いつつ切っているの」と評価します。

「この大任に重い責任を感じ、身が引きしまる思いでした。当時、左陪席裁判官として判決文の起草を担当した故小中信幸さんは手記で、訴訟が憲法施行からわずか10年の時期だったことになれ、こう述懐しています。

元裁判官、小中信幸さんの第一審判決手書き原稿



元裁判官、小中信幸さんの第一審判決手書き原稿

「重い責任」裁判官の述懐



朝日訴訟記念展示室で語る朝日訴訟の会事務局長の川谷宗夫さん(左)＝岡山市

保護基準が違法と判断するほど不当に低すぎるかどうかを判断するための検討にあたり、「憲法25条水準」は、「人間に値する生存」を満たすものでなければならぬことを念頭に置きました。

東京地裁判決に対し厚生省

「国民の権利意識の高揚を図り法廷内外で勝ちたい。そして、朝日訴訟の旗を高く掲げて、社会保障を推進したい」。2015年10月に亡くなった健二さんは生前、訴訟継承の思いを語っています。

しかし、最高裁は67年、朝日さん死去で訴訟終了としました。

制度基準引き上げ

健二さんは、朝日訴訟運動で国民が獲得したものと、次の三つを挙げています。

第1は、国民が憲法25条の存在とその意義を知って生きる希望を見いだした点。第2は、社会保障運動、社会保障裁判の前進です。第3として、朝日訴訟が保護基準引き上げのきっかけとなり、運動して社会保障給付や最低賃金、課税基準などさまざまな制度の基準が引き上げられました。

健二さんはたびたびこう強調していました。

「今日の社会保障の権利は、朝日訴訟をはじめとする国民の長年の努力のうえに築かれたものであり、保護基準は『健康で文化的な最低限度の生活』の『ものさし』であって、決して安易に手加えられてはならないものです」(つづく)